

お知らせ

当院では、紹介状のない患者さんの初診料算定時に、健康保険法による初診料とは別に条例により現在 1,430 円(税込)を加算させていただいておりますが、令和 7 年 10 月 1 日より 2,250 円(税込)に変更いたします。

- ・ 医科、歯科それぞれの初診料算定時に加算となります。
- ・ 他の保険医療機関からの紹介状を医科、歯科それぞれに、ご提出の患者さんと身体障害者福祉法、生活保護法及び特定疾患等により公費負担医療受給の患者さんは不要です。

不明な点がありましたら⑤会計窓口へお問合せください。